

令和3年1月8日

保護者の皆様

中野区立桃園第二小学校
校長 山崎 義弘

緊急事態宣言下における教育活動について

緊急事態宣言の発出を踏まえた東京都教育委員会や中野区教育委員会の方針に沿い、学校において、感染防止対策の徹底に努めます。新規感染者数が爆発的に増える中、学校においては、「同居するご家族が発熱していたが児童・生徒は熱がなかったため登校していた」「同居のご家族のPCR検査の結果が出るまでの間、児童・生徒が登校していた」ということから学校内に複数の濃厚接触者が出てしまう、ということが起きる場合があります。子どもたち本人とともに、ご家族の方が体調不良であったり、PCR検査を受けたりするような場合には、お子様の登校を控え、学校にご連絡くださいますようお願いいたします。子どもたちの健康を守るためにご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。教職員も同様に行動してまいります。

緊急事態宣言下における中野区教育委員会の方針に沿い、1月以降の教育活動について次の通り変更いたします。

- 1月16日(土) 3学年の学習発表会は、2月20日以降に延期します。
- 1月15日(金)～25日(月) 書き初め展は、予定通り行います。鑑賞時間は、平日15時45分～18時、16日(土)14時～18時です。
- 2月20日(土)以降に予定している1～4学年、6学年の学習発表会については、学習の内容や発表の仕方について、再検討し、後日ご連絡します。
- 1月26日(火)の「新1年生保護者説明会」は予定通り実施します。
- 2～3月に予定している学年ごとの保護者会は、学年ごとに日時を変えて実施します。日程は近日中にご連絡します。
- 緊急事態宣言下では、音楽隊の活動、算数道場は行いません。

緊急事態宣言下において、「大きな声を出す活動」「グループでの話し合い活動」「歌唱・管楽器を用いる活動」は行えなくなったため、3学年の学習発表会については、学習を進めることができなくなりました。今後、子どもたちの活躍の場を作れるよう努力します。ご理解くださいますようお願いいたします。

以下、「1 緊急事態宣言中に留意する新型コロナウイルス感染症対策について(中野区教育委員会)」「2 本校における新型コロナウイルス感染予防のための基本的な方針」「3 保護者の皆様へのお願い」を示します。

1 緊急事態宣言中に留意する新型コロナウイルス感染症対策について（中野区教育委員会）

（1）飛沫感染の可能性が高い活動について

- ①各教科等における授業について、グループや少人数による話し合い活動等の感染の原因になりうる活動は行わない。
- ②音楽の授業等での合唱・合奏、家庭科の授業等での調理実習、体育・保健体育の授業等での身体接触を伴う活動は行わない。
- ③教室や職員室等で、マスクを外した状態が一定時間以上続いたり、短時間でマスクをした状態であっても密集して合唱や合奏を行ったりした場合は、一人でも陽性者が出ると濃厚接触者が広範囲に広がるおそれがあることに十分留意する。

（2）給食や休み時間における感染症予防策の徹底

- ①給食の際、私語を慎むとともにマスクは食べる直前に外し、食べ終えた後は速やかにマスクを着用する。
- ②休み時間は、大人数、大声、至近距離での会話は控える。

（3）学校行事等について

実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で計画・実施する。

- ①幼児・児童・生徒が1学年以上集まる行事等は開催はしない。
（1学年であっても長時間屋内で密集するような行事等はできるだけ避ける）
- ②保護者・地域関係者等の参観は行わない。
（保護者や地域関係者のみで集まる会等は、時間、人数等を制限して行うことは可）
- ③外部講師の活用はできるだけ避ける。（オンライン等での実施は可）

（4）部活動について

- ①緊急事態宣言中は実施しない。（校外での活動、練習試合、合同練習も含む）
- ②その他小中学校の教育課程外の活動等についても部活動に準じて行わない。

（5）校外学習・遠足等について

感染症の拡大防止を鑑み、中止・延期または現在予定している計画を見直した上で実施等を判断する。実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で実施する。

- ①移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施のみとする。
- ②公共交通機関を利用する移動は方面を問わず行わない。
- ③見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。

（想定している宿泊行事以外はキャンセル料の補填が難しいため）

- ④校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。
- ⑤実施する際には、健康観察カードを活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても1週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

（6）土曜授業公開について

1月の土曜授業については保護者等への公開を行わない。

2月13日（土）第3回オープンキャンパスは各校区の実態に応じて実施する。

※留意点

- 原則として児童・生徒は参加せず、保護者対象の学校説明会とする。
- 全保護者が一堂に会することを避け、時間や会場等を指定して実施する。

校庭の遊び場開放と校庭・体育館の開故事業

- 校庭遊び場開放（放課後や土日の校庭）は実施する。（中野区教育委員会）
- 校庭・体育館の開故事業は1/8～2/7の間休止する。（中野区 スポーツ振興課）

2 本校における新型コロナウイルス感染予防のための基本的な方針

- 毎朝、子どもたちが教室に入る前に体温を確認します。
- 「密を避けること」「距離をとること」「手洗い・マスク着用・咳エチケット」を徹底します。
 - 登校後、外から帰った後、特別教室での学習やボール等の共用の物を使った後、トイレの後と食事の前は、必ず手を洗うよう指導します。
 - マスクは常時着用します。マスクをはずしたときは会話を控えるようにします。
 - ※ マスクをはずすのは、給食の時間、水分補給をするときです。飲食の直前にマスクをはずし、飲食中は会話をしないようにします。飲食後は個々に速やかにマスクを着用します。
- 体育の授業中や休み時間に運動しているときもはずしてよいとしています。休み時間に友達と会話するときはマスクを着用するよう指導します。教員は、体育・休み時間もマスクを着用します。
 - 休み時間は、大人数、大声、至近距離での会話は控えるよう指導します。
 - ソーシャルディスタンスを確保する行動を子どもたちに促します。教室の机は、できる限り間隔をとって配置します。
 - 基本的には、廊下側の欄間は常時開け、対角線方向の窓を開けて、教室を常時換気します。気温が低い日も、エアコンを使用しながら、30分に一度以上、対角線の窓・ドアを開けて教室を換気します。
- 放送やビデオを活用して行事等を行い、全校の子どもたちが一堂に集まることはしません。
- 子どもたちが触る机、ドア、手すり、机、椅子等について、次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒を1日1回以上行います。
- 感染した人やその家族、感染のリスクが高い仕事に従事される方やその家族など、新型コロナウイルス感染症に関わることで差別や偏見、いじめが絶対に起こらないよう、指導を徹底します。
- 子どもたちは、できる限り前方（一方向）を向いて学習します。飛沫感染の可能性が高い次の学習活動は、緊急事態宣言下においては行いません。
 - グループや少人数等の話し合い活動
 - 歌唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等を用いる合奏
 - 体育における身体接触を伴う活動（マット運動、入り乱れる型の球技等）
 - 対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
 - 家庭科の調理実習

3 保護者の皆様へお願い

(1) 子どもたちと、同居のご家族の皆様の検温

- 子どもたちは、毎朝検温して、検温カードに記入してください。同居のご家族も毎朝検

温してください。

- 子どもたちとともに、同居のご家族の体温が平熱より1℃以上高い場合や37℃以上ある場合は、登校を控えてください。

- 子どもたちの中には、具合が悪くなくても、運動の後等に37℃になる子もいます。しかし、新型コロナウイルス感染症の心配がある中では、お子様の体温が上がった場合に、他の子どもたちへの影響が非常に大きいため、37℃を基準とさせていただきます。

(2) 子どもたちの持ち物

- 【マスク】【タオルハンカチ】【検温カード】【水筒】【マスク入れ】を毎日持たせてください。

- マスク、タオルハンカチは、子どもたちが家を出る際に、必ずご確認ください。予備のマスク、タオルハンカチをランドセルに入れておいてください。

(3) ご家庭にウイルスを持ち込まない行動にご協力ください。(東京都教育委員会より)

- 3密を避ける。(正しい手洗い 咳エチケット マスクの着用 十分な換気)
- 毎朝検温し、健康観察する。
- ※ ご家族に何らかの症状が見られる場合は、児童は無理せず休養してください。
- 手が触れる場所などの消毒したり、タオルを共用したりしないなど工夫する。
- 20時以降の不要不急の外出を避ける。
- 都県境をまたぐ不要不急の移動は自粛する。1/9からの三連休もステイホームに務める。
- 買い物などでの外出は最小限の人数と時間で行う。
- 会食への参加を控える。特に、体調が悪い方、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方は会食を極力控える。
- 外出先からの帰宅時には、手洗い、消毒を徹底して行う。

自宅待機について

子どもたち・教職員とその同居のご家族に発熱や風邪のような症状がある場合には、万が一の場合を考えて、自宅待機を行い、感染拡大を防ぐことが大切です。お子様やご家族の中に発熱や風邪のような症状がある場合には、お子様の登校を控えて、病院の受診をしていただけますようお願いいたします。子どもたちの学習については、オンライン学習やプリント等を活用するなど、担任がご相談させていただきます。

教職員が自宅待機をする場合には、子どもたちや保護者の皆様が心配されないようできる限りの情報をお伝えいたします。教職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、子どもたちへの影響について、保健所と教育委員会の調査・指導を必ず受けます。そして、子どもたちへの感染の可能性がある場合には、その旨保護者の皆様に必ずお伝えいたします。これらのご連絡は、人権とプライバシーに配慮しつつ行わなければならないことについて、ご理解いただけますようお願いいたします。子どもたちへの感染の可能性について保護者の皆様にご連絡しない場合には、子どもたちへの感染の可能性がないということですので、ご安心いただけますようお願いいたします。